

## 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書等に対する質問（第2回）への回答

平成28年5月26日

浅川清流環境組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	16	VI	6	(4)	保険	組合が加入する建物総合損害共済の付保範囲は、建物設備機械器具一式（建屋だけでなく設備まで）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
2	3	第1章	第1節	6(4)	搬入道路	新搬入路整備完成までに土壌汚染対策工事や既設構造物の撤去に伴う大型の工事車両が多数通行します。多摩川沿いの市道は民家に隣接しかつ道幅が狭いため、通行が困難です。環境影響評価書案に記載の通り、平成29年度は暫定的に浅川側沿いの市道の使用は認めていただくと解釈してよろしいでしょうか。	平成29年度については、協議するものとします。
3	3	第1章	第1節	6(5)1)	電気	「敷地内の浅川側に新たに鉄塔が設けられること…」とありますが、引込用の鉄塔が設けられ敷地東側または西側の既存鉄塔から送電線を引き込むだけで、添付資料4の特別高圧線平面図には影響がないと解釈してよろしいでしょうか。	現況影響ないものと考えていますが、実施については東京電力との協議によるものとなります。
4	4	第1章	第1節	7	工期	第1回目の質問回答（No. 24）において、新搬入路整備工事の完成時期が「平成29年9月末予定」とご回答頂きましたが、当該時期までに土壌汚染対策工事や既設構造物の撤去に伴う工事車両が多数通行するため、新搬入路整備完成時期を早めて頂くことを考慮願えないでしょうか。	新搬入路整備工事の完成時期は平成29年9月末の予定です。No. 2も参照してください。
5	10	第1章	第2節	11(18)	配置・動線計画	第1回目の質問回答（No. 32）において、「直接搬入車の受け入れは現時点では予定していません。」とありましたが、P. 7の搬入車両に直接持ち込み車両の記載があります。現時点では、日野市プラスチック類再資源化施設にて直接搬入車の受け入れ、可燃物のみをアームロール車で搬入することを想定されているのでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。なお、将来の直接搬入車については、第1回質問回答No. 32のとおりです。
6	47	第1章	第12節	8(5)	伐木処分	一般車両動線用の架橋工事や動線確保のため、根川沿い桜の伐採が必要です。担当部局と協議の上、伐採できるものと理解してよろしいでしょうか。	根川沿いの桜について、移植又は伐採は可能ですが、伐採の場合には、日野市緑と清流課の指導により同等以上の苗木を指定場所に植栽する必要があります。
7	49	第1章	第12節	8(14)	作業日及び作業時間	作業時間は、原則として「8時30分から午後5時」までとありますが、工程遵守上止むを得ない場合は、夜間作業について協議に応じていただくと解釈してよろしいでしょうか。	原則要求水準書のとおりです。夜間作業でしか対応できない場合、組合と協議により実施できるものとします。
8	49	第1章	第1節	8(18)	負担金	第1回目の質問回答（No. 56, 57）において、電気の引込みに伴う負担金の概算金額をご提示頂きましたが、実際の施工時に増減が発生した場合は精算対象とし、本金額を見込むことでよろしいでしょうか。	負担金額は事業者の提案内容であり、要求水準書の変更がない場合、精算は予定していません。
9	121	第2章	第7節	12	—	エコセメントの受入休止期間として、最長5日間が見込まれるとの記載がありますが、本日数はエコセメントの定期整備期間・法定休日による受入休止期間を全て含めて、最長5日間との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の最長5日間とは、受入休止1回につき連続5日間を意味します。年間合計で25日間、飛灰を薬剤処理するものとし、設定願います。
10	182	第3章	第4節	5(1)	基本方針	第1回目の質問回答（No. 114）において、質問させて頂きました、「P. 182にコンクリート成形版とありますが、セメント成形版を含むものと理解して宜しいでしょうか」に対し、「PC版または、押出成形セメント板、ALC版は不可とします」とご回答を頂いております。一方、P. 184（5）一般構造には、「構造上重要な部分、遮音の要求される部分は、原則として200mm以上のRC造とし、S造部分はPC板、プレキャストコンクリート製型板やホーロー建材等を検討する。」との記載もあります。以上より、第1回目のご回答は「PC版または、押出成形セメント板の採用計画は可とし、ALC版は不可とします」の誤記と判断して宜しいでしょうか。	PC版または押出成形セメント板で計画することとし、ALC版は採用不可とします。
11	182	第3章	第4節	5(1)	基本方針	質問（第1回）No. 114にて、外壁は「PC版または押出成形セメント板、ALC版は不可とします。」と回答いただきましたが、PC版または押出成形セメント板は採用可能、ALC版は採用不可と理解してよろしいですか。	No. 10を参照。
12	添付資料3-1	—	—	—	—	河川保全区域内に工事範囲があることから以下についてわかる範囲でご教示願います。 ・京浜河川事務所との事前協議状況 ・日野市緑と清流課との事前協議状況 ・申請期間や施工時期（渇水期等）の制約	事前相談状況について希望する場合は、代表企業の担当者から組合へ連絡願います。
13	添付資料16	—	—	—	架橋工事関連資料	平面図では東養塚橋は測点No. 20+9.6 幅員 6mとなっていますが、断面図はNo. 24+10 幅員 4mとなっており、断面図は隣の橋と推定されます。東養塚橋の断面図をご教示願います。	資料16を参考として計画してください。

■要求水準書（運営・維持管理業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
14	10	第1章	第3節	5(3)	その他	「ごみビット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は全て処理すること」とありますが、残留廃棄物を全て処理するために最低1ヶ月程度必要です。その期間ごみの受入を停止して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	全て処理することについてはご理解のとおりですが、ごみの受入停止の詳細時期については、本業務期間終了の5年前に協議するものとします。
15	14	第4章	第6節	(3)	—	「当該廃棄物は、変動費の対象としない」とありますが、ごみ質由来によるものは精算対象としていただけないでしょうか。	ごみ質が要求水準書の記載より著しく変動し、ごみ質由来であることを事業者が明らかにした場合に限り、協議に応じます。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	14～31	—	—	—	提案書	第1回目の質問回答 (No. 136) において、添付資料は「不可とします。」とありましたが、提案内容を証明する必要がある場合、提案書上に「別紙証明書類あり」と記載し、必要に応じて証明書類をご請求頂くものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	16-1 16-2	—	—	—	年間発電効率 年間売電量 二酸化炭素 排出量	様式16-1 および様式16-2の算出条件も、質問 (第1回) No. 137と同様に、年間ごみ量65,720トンすべて基準ごみ (要求水準p.7 表4) と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

■基本契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
18	6	3	—	—	SPCへの追加 出資等支援 措置	「当該事業年度において支払われる運営・管理費総額を上限として」とありますが、当該金額以上の支援措置案は認めないという事でしょうか。	本号の上限は事業者の義務を規定しているものであることから、上限以上の支援を排除するものではありません。上限以上のお考えがあればご提案ください。入札条件の範囲内で基本契約書において修正します。

■建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
19	18	1	—	—	特別な状態	「予想することのできない特別な状態」とは、どのような事を想定しているのでしょうか。	客観的に事情変更が認められる場合で、受注者が自らに予見可能性がないことを明らかにした場合、この状態が生じたと認められます。
20	21	1・2	—	—	工期延長時の費用請求	2項において「受注者に損害を及ぼしたとき…」とありますが、1項の天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由のことで理解してよろしいでしょうか。	第2項後段は、発注者の責に帰すべき事由による場合の効果のみを定める限りであって、受注者の責に帰すことができない事由による場合を定めるものではありません。
21	29	1	—	—	不可抗力による損害	不可抗力の対象となる「天災等」の詳細をご教示願います。	第20条に定義されます。
22	29	6	—	—	損害合計額の累積	損害合計額の累積期間の考え方として、建設期間中の累積と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■運営業務委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
23	18	—	—	—	委託料の改定	搬入ごみ質に大幅な変化が生じた場合には、委託料改定について協議いただけると理解してよろしいですか。	No. 15を参照。
24	29 別紙4	1	—	—	不可抗力によって発生した費用等の負担	第1回質問回答No. 154にて、「第29条第1項に規定されるとおり、本条は受託者に発生した損害・損失や増加費用の規定です。」とご回答を頂きましたが、自然災害等の不可抗力により、本施設に生じた損害の復旧費用は、本施設の所有者である委託者が負担するものと理解してもよろしいですか。	ご理解のとおりです。
25	29	1～3	—	—	不可抗力によって発生した費用等の負担	想定されている不可抗力の詳細をご教示願います。	不可抗力について、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができないもの」と定義を設け、契約書において修正します。